

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第61号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市市民活動総合センターの使用料の適正化を図るとともに、開所時間を変更するため、京都市市民活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2 総合センターの項中「午後9時30分」を「午後9時」に改める。

別表第3 1 大会議室の項を次のように改める。

			円
会議室	大会議室	午前	14,140
		午後	18,850
		夜間	21,210
	第1会議室, 第2会議室及び第3会議室	午前	1,170
		午後	1,570
		夜間	1,760
	第4会議室及び第5会議室	午前	3,060
		午後	4,080
		夜間	4,590
	和室A及び和室B	午前	470
午後		620	
夜間		700	

別表第3 1備考1中「午後9時30分」を「午後9時」に改め、同備考2中「大会議室」を「会議室及び和室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市市民活動センター条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の

施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用について適用し、施行日前における使用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後における使用（スモールオフィスの使用を除く。）でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

(文化市民局地域自治推進室)